

## 彦根愛知犬上地域 新ごみ処理施設の建設候補地の公募予告

彦根愛知犬上広域行政組合（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）は、現在使用しているごみ処理施設が老朽化しているため、新しい処理施設の建設計画を進めています。その建設用地の公募は10月頃から始める予定です。

今後は、公開している「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」で、公募条件や方法を検討します。また、応募があった候補地は、同委員会で見解を集約しながら選定作業を進めていきます。

### 現在

彦根市	愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
▶可燃ごみ処理施設 清掃センター(ごみ焼却場)	▶可燃ごみ処理施設 リバースセンター
▶粗大ごみ・資源ごみ等 清掃センター(粗大ごみ処理場資源化施設)	▶粗大ごみ・資源ごみ等 委託処理

### 新施設

彦根愛知犬上広域行政組合
▶熱エネルギー回収施設(ごみ焼却施設)
▶リサイクルセンター(※マテリアルリサイクル施設)

※資源ごみなどを再生利用する施設

### 新しいごみ処理施設の概要

高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより環境負荷の低減を図るだけでなく、熱エネルギー供給施設として、温水利用や発電施設として活用します。また、災害時には、防災の拠点施設となる頑丈で安全性に配慮した施設にします。

▶建設候補地域 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

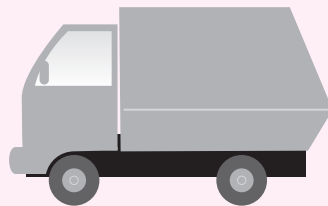
▶用地面積 おおむね4～5ヘクタール

▶対象 地元自治会、地権者など

▶募集期間 10月頃～10か月程度

▶地域振興策 候補地の「まちづくり支援」として、地域振興策、地域活性化事業を検討しています。

問い合わせ先 彦根愛知犬上広域行政組合（豊米のさと内）建設推進室（〒529-1161 犬上郡豊郷町四十九院1252） ☎ 35-0015、FAX35-4711



**助成額** 施設利用料・講座受講料の2分の1の額(助成限度額は年度あたり1人3千円)  
※利用する年度内に申請してください。

**対象施設**  
▼フィットウイール彦根(開出今町) ※スポーツ講座のみ  
▼コパンスポーツクラブピバシテイ(竹ヶ鼻町)  
▼エル・スポーツ彦根(長曾根南町)

**申請方法** 困介護福祉課または対象施設にある申請書に記入し、必要書類(利用料などの領収書、介護保険被保険者証)を添えて提出してください。

**支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債

**請求期限** 平成30年4月2日

**請求・問い合わせ先** 困社会福祉課社会係 ☎ 23・9590番、FAX26・17688番

**対象者**  
▼平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等救護法による弔慰金の受給権を取った人  
▼戦没者などの子  
▼戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹※要件により対象の順が入替わりします。  
▼それ以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)  
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計を有していた人に限ります。

**困 社会福祉課**  
戦後70年にあたり、戦没者などの尊い犠牲に改めて弔慰の意を表すために、遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

**困 社会福祉課**  
戦没者などの「遺族へ特別弔慰金の支給」

提出・問い合わせ先 困介護福祉課 ☎ 23・9660番、FAX26・17688番

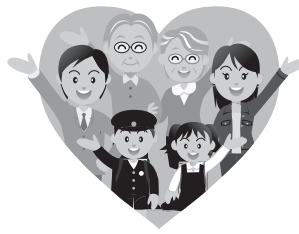
## 国民健康保険料・介護保険料の決定通知書を送ります

### 困 保険料課

6月15日(月)に、平成27年度の国民健康保険料、介護保険料の決定通知書および納付書を送ります。

国民健康保険料は世帯主に、介護保険料は各被保険者へ送付します。いずれの保険料も、4月から平成28年3月までの保険料を、6月から平成28年3月の間に合計10回に分割して納付していただきます(年金からの天引きの人は、年金が支給されるときに天引きされます)。

保険料は、事業を支える貴重な財源です。納付期限までに納めていただきますようお願いいたします(口座振替による支払い、年金からの天引きによる支払いをしている人には、納付書は送付しませんので、通知書で金額を確認ください)。



国民健康保険の保険料率などは、彦根市ホームページや「いきいき健康ひろば」6月15日号に掲載しますのでご覧ください。

※後期高齢者医療保険料の通知書は7月中旬に発送します。

問い合わせ先 困保険料課 ☎ 30・6145番、FAX21・2200番

## 木造住宅などの耐震化を支援しています

### 困 建築指導課

#### 木造住宅無料耐震診断

住まいの住宅の耐震性を耐震診断員が無料で診断します。また、診断の結果、倒壊の可能性が高いとされた場合、耐震改修を行う際の補強案の作成および概算費用の算出を行います。

**対象** 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅

**募集棟数** 30棟(先着順。現在受付中)

**申込方法** 困建築指導課にある耐震診断実施申込書に必要事項を書いて、建築年月日がわかる書類(確認申請書副本、固定資産税課税明細書の写しなど)を添えて窓口に出してください。なお、申



込書は、彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。

#### 既存住宅耐震改修工事の補助

建物の耐震改修工事を行うときに、その費用の一部を補助します。

**対象** 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅で、耐震診断を受けた結果、倒壊する可能性が高いと診断された場合

また、建物全体を耐震改修する以外に、次の場合も対象になります。  
▼1階部分のみ耐震補強工事をする場合  
▼1階に、建物が倒壊しても一時的に安全が確保できる耐震シエルトや耐震ベッドなどを設置する場合

条件など詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

提出・問い合わせ先 困建築指導課 ☎ 30・6125番、FAX24・8517番

## 吹付けアスベストの調査費用を補助しています

### 困 建築指導課

建築物の柱や天井に左の写真のような吹付け材が使われている場合に、アスベストを含んでいるかどうかを調査する費用を補助しています。

左の写真のような事例がありましたら、お問い合わせください。

問い合わせ先 困建築指導課 ☎ 30・6125番、FAX24・8517番



▶出所 国土交通省資料  
「目で見るアスベスト建材レベル1」

## 調査期日 10月1日

今年は国勢調査の年です。調査へのご理解とご回答をお願いします。

問い合わせ先 困企画課 ☎ 30-6101、FAX22-1398

## 国勢調査 2015

